

予算特別委員会会議録 (令和7年度予算)

令和7年3月10日（月）開会
令和7年3月12日（水）閉会

野田村議会

令和7年3月 予算特別委員会会議録（第1号） 《第7回野田村議会定例会》			
招集年月日	令和7年3月5日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和7年3月10日（月） 10時01分 宣告者 予算特別委員会委員長 山 田 陽 子		
散 会	令和7年3月10日（月） 13時35分 宣告者 予算特別委員会委員長 山 田 陽 子		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	中 村 剛
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小野寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	小谷地 鉄 也
	書 記	中 居 正 美
	書 記	小野寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

令和7年3月10日

（開会10時01分）

山田陽子委員長（以下、委員長）　　これより、予算特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しております。

審査に入る前に、一言ごあいさつを申し上げます。

3月5日設置の予算特別委員会におきまして、委員長に選任いただきました、山田陽子でございます。

副委員長には、前川安男委員が選任されました。

令和7年度予算につきましては、慎重かつ十分な審査を行っていただきたいと存じますので、副委員長ともども、よろしくお願いいたします。

また、執行者の方々におかれましては、丁寧で分かりやすいご答弁をお願い申し上げたいと存じます。

よろしくご協力のほど、お願いいたします。

委 員 長　　それでは、審査に先立ち、「議案の審査日程」及び「審査方法」についてお諮りいたします。「議案の審査日程」は、本日及び12日の2日間としたいと存じます。「審査の方法」は、議案第19号、一般会計予算については、予算概要の説明を受けた後、総括的な質疑を行い、歳入、歳出ごとに審査を行うことにしたいと存じます。

次に、議案第20号から第24号については、議案ごとに概要説明を受けた後、歳入歳出一括して審査を行うことにしたいと存じます。

また、質疑については、会議規則に準ずるものの、着席のままで発言回数に制限なく、一問一答方式で行いたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声）

委 員 長　　ご異議なしと認めます。

委 員 長　　これより、議案の審査に入ります。

議案第19号「令和7年度野田村一般会計予算」の審査を行います。

概要について、説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第19号「令和7年度野田村一般会計予算」の概要についてご説明いたします。

提案理由の際も説明がありましたとおり、今回は村長選挙後ということもあり、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や、施設の維持管理費などの経常経費、継続事業などを中心とした骨格予算として編成・計上しておりますことを申し添えます。

それでは、事項別明細書に従い、主な事業につきまして、款、項ごとに順をおって、ご説明いたします。

(予算書の事項別明細書の朗読説明)

以上で、予算内容の概要について説明を終わります。

委員長 説明が終わりました。

まず、「総括的質疑」を行います。第2条「債務負担行為」から第5条「歳出予算の流用」までの審査についてもここで行うことといたします。予算書1ページから13ページです。

ページ数を明示したうえで質疑をお願いします。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 質疑なしと認めます。

以上で、「総括的質疑」を終了いたします。

委員長 次に、「歳入予算」の審査を行います。

予算書の14ページから35ページまでです。

質疑を許します。質疑ありませんか。

中川昇委員。

中川昇委員 一つお聞きします。歳入ですが14ページ、村税の個人村民税です。

直接は関わりがないですが、所得税の関係で国では所得税の課税基準額103万円を上げるということで、今、国会で論議されておりますが、この所得が上がることによる本村への個人村民税への影響額をもし試算していればお伺いしたいです。

委 員 長 税務課長。

税務課長 中川昇委員のご質問にお答えします。所得税の引き上げに伴う個人村民税への影響の試算ということでございますが、国の方でも正式なものがない状況でございまして試算ができていない状況になってございます。

委 員 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委 員 長 質疑なしと認めます。
以上で、「歳入予算」の審査を終了します。

委 員 長 次に、「歳出予算」の審査を行います。
歳出予算については、慣例により款を区切って審査を行います。
まず、1款、議会費から、2款、総務費、36ページから51ページまでの審査を行います。
質疑を許します。質疑ありませんか。
中川大和委員。

中川大和委員 41ページ、7目、企画費の上段「地域おこし協力隊募集・活動経費」4,093万4,000円が計上されておりますが、昨年から比べると倍額の予算要求されておりますが、その中身についてお知らせ願います。

委 員 長 総務課長。

総務課長 中川大和委員のご質問にお答えします。「地域おこし協力隊募集・活動経費」でございます。こちらにつきましては、国から交付金でいただけるお金の上限を基準にしながら経費を計上しております。中身につきましては、協力隊募集に係ります東京等への出張旅費や、募集に係る事業を委託する委託費が154万円、それから備品購入、消耗品等々それらの積み重ねを計上しているところでございます。以上です。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員 確か本年度、東京への出張がなくて予算が減額されたことが確か

あったと思いますが、次年度はやるという予定での予算計上でしょうか。

委 員 長 総務課長。

総務課長 はい、予算編成時におきましては、担当課からそのようにしたいとございましたので、そのようにさせていただいております。以上でございます。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員 では、次の質問に移りたいと思います。43ページ「野田村定住促進事業費補助金」498万1,000円。こちら事業説明にもありますけれども、補助対象者の要件の緩和等とありますが、この緩和の中身についてお知らせ願います。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 中川大和委員のご質問にお答えします。緩和でございますけれども、これまでUターン者は継続して5年以上、村外に居たことが条件としてございましたが、こちらを2年以内というふうに短くしてございます。以上でございます。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員 その要件の緩和というのは非常にいいことだと思いますが、今年の実績等からの見込みで、次年度もあると見込んでいるのかどうか、それとも実績がなくて緩和をして呼び込もうという施策なのか、その辺のところを教えていただければと思います。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 中川大和委員のご質問にお答えします。定住補助金の金額でございますが、見込んでの計上になってございます。以上でございます。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員　今年度はどのような状況だったのかもお知らせ願えればと思うんですが。

委　員　長　未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長　今年度の実績見込みでございますが、新築と土地購入の方が合わせて2件、家屋購入と土地購入の方が1件の3件の見込みとなっております。以上です。

委　員　長　中川大和委員。

中川大和委員　着実に件数が増えているということに関してはいい事だと思いますので、ぜひとも進めていただければというふうには思います。次の質問ですが、43ページ「居住環境整備促進補助金」1,500万円、これは確か前年200万円×5で1,000万円だった気がしますが、今回の補助が500万円が3件ということでお聞きしていますが、その増えた理由についてお願いいたします。

委　員　長　未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長　中川大和委員のご質問にお答えします。居住環境整備促進補助事業でございます、こちら令和5年度から7年度まで3か年の期間を限定した補助事業でございます、これまでは実績がございませんでしたが、今年度は限度額500万円を3件分建てていただけるのではないかとという見込みで計上してございます。以上です。

委　員　長　ほかに質疑ありませんか。
小野寺豊委員。

小野寺豊委員　43ページになります。ふるさと振興費「はまなす会交流事業経費」が対前年5万6,000円プラスになっているのですが、これは前年の何パーセントということなのか、何か根拠があつての5万6,000円なのかお知らせください。

委　員　長　未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 「はまなす会交流事業経費」でございますが、実績に基づいて実績見込みによる計上にしてございます。今年度につきましては、活動経費の補助金という事で10万円を計上してございます。以上です。

委 員 長 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 前年度までなかった補助金が10万円計上されて、大変いいことだなと思っているのですが、10万円が20万円でもあっても良かった気がするのですが、その10万円というのも、なかったものを計上したので大変いいことだと思うのですが、10万円の金額に関しても何かを勘案してだと思いたいますが、その辺の説明をお願いします。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 小野寺豊委員のご質問にお答えします。この補助金10万円でございますが、近隣市町村等の状況を調査した結果、10万円ということに決定してございますが、今後につきましては、会の状況によっては、また検討していく部分もあるかと思えます。以上です。

委 員 長 ほかにございませんか。
丹野委員。

丹野委員 先ほどの質問にも出ましたが、43ページ「野田はまなす会活動費補助金」10万円についてですけれども、この補助金は野田はまなす会の運営に対する補助なので、総会資料などには村から出た補助金であることは記載されるのでしょうか。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 丹野委員のご質問にお答えします。当然、次の実績に記載されるものと思います。以上です。

委 員 長 丹野委員。

丹野委員 そうすると収入の項目が会費とかがありますが、収入区分としては補

助金というようになるのでしょうか。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 丹野委員のご質問にお答えします。委員おっしゃる通り、補助金というふうに記載されるものと思っております。以上です。

委 員 長 ほかにございませんか。
前川委員。

前川委員 41、43ページ「(仮称)岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎を守り育てる会補助金」325万円になっておりますが、昨年より105万円ほど減っているんですが、補助内容は何が変わったのか教えていただきたいと思います。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 前川委員のご質問にお答えします。補助金減少の主な理由でございますが、これまで制服の購入に対しても補助してございましたが、新しい学校になるということでこちらの補助は減額してございます。それが主な理由でございます。以上です。

委 員 長 ほかにございませんか。
中川昇委員。

中川昇委員 37ページです。「基幹系情報システム標準化対応経費」ということで、9,875万3,000円の予算計上ですが、このシステムに対する国の補助率はどれぐらいか、そして、標準化すると思うんですがそうするとどれぐらいシステムが持つのかをお聞きいたします。

委 員 長 総務課長。

総務課長 中川昇委員のご質問にお答えします。まずその事業費に対する補助率というお話でございますが、基本的には国が導入するということですので100パーセントなんです。今回、歳入の方が先ほども言いましたが、「デジタル基盤改革支援補助金」9,337万1,000円という額に対して、

9,875万3,000円かかっております。当初は100パーセントの補助ということで動いておったのですが、国の関係で標準化にかかるシステムの仕様の変更が複数回なされております。その複数回の仕様の変更で経費が上乗せしかかっておりまして、その上乗せした経費の部分が足りなくなっているという状況でございまして、現在のところ、国から不足分についての回答がない状況でございます。それから、システムがどれぐらい持つかという話でございしますが、このシステムについては私何年と申し上げられないのですが、基本的には5年とか7年、8年といったそういったスパンの中で、このシステム以外の村のシステムは5年などそういった基準でだいたいシステムの更新になってございますので、この標準化のシステムに関しては年数までは私は承知してございません。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。
 質疑なしと認めます。
 以上で、1款から2款までの審査を終了します。

委員長 次に、3款、民生費から、5款、労働費、50ページから61ページまでの審査を行います。
 質疑を許します。質疑ありませんか。
 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 次に51ページ。3款、民生費の「民生委員協議会委員報酬17人分」とあって、昨年度は54万9,000円、今年は60万3,000円で5万4,000円ほどアップしております。しかしこれは別の資料で見ましたが17人分とあるんですが、民生委員が今定員いっぱいにあるのでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいまの小野寺豊委員のご質問にお答えします。まず予算措置につきましては、17人ということで定数全員分見込んで、毎年度予算措置しております。但し、この中で5地区は、現状で欠員状態でございまして、その欠員状態の地区につきましては、他の委員が重複して、かけもちしている状況でございます。前年の予算に比較して、若干増えているということにつきましては、今年度、改選期を予定しておりまして、

改選の際の経費ということで若干増えているものでございます。以上です。

委 員 長 ほかにございませんか。
 小野寺光男委員。

小野寺光男委員 同じく51ページです。「福祉有償運送事業」について、昨年度よりかなり金額が増やしているようですが、この理由についてお願いします。

委 員 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいまのご質問の「福祉有償運送事業」でございます。昨年より140万円ほど増えております。この事業につきましては、公共機関利用が困難な方を久慈市の病院まで移送する事業でございます。今までは、「あづび」に委託しておりました。その向こう側の体制を少し増やしたいと。登録者も増えてきている状況でございます。今まで88名の登録者が93名ということで若干登録者も増えてきた中で、向こうの方でも人員体制を整えたいということで、そういった意味での増額でございます。以上です。

委 員 長 ほかにございませんか。
 中川昇委員。

中川昇委員 55ページの下の方ですが、「特別保育事業」で新年度から、一時預かりとか病児（病後児）保育事業をやる予定で大変いいことだと思っておりますが、この中に休日保育の表現がないのですが、それはどこの中でやるのかどうか。その辺をお聞かせ願います。

委 員 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 中川昇委員のご質問にお答えします。ただいまのご質問「特別保育事業」には、病児保育あるいは一時預かり事業と新規の事業があるという中で、もう一つ、目玉の事業としまして休日保育というのを予定しております。なお、この休日保育につきましては、2項2目の児童措置費の「保育所運営委託費」1億9,446万8,000円の通常の委託費の中でみ

ているということで、こういった区分になっております。以上でございます。

委 員 長 ほかにございませんか。
 中川大和委員。

中川大和委員 59ページ「予防接種委託経費」1,114万3,000円。昨年から比べるとだいぶ減ったんですが、これはコロナの接種の関係で減ったのかそれとも中身が変わったのかその辺のところをお知らせ願います。

委 員 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 中川大和委員のご質問でございます、「予防接種委託経費」が1,000万円ほど減額ということでございます。この中に、インフルエンザ分が含まれておりまして、それが約1,000万円ということで、その分は今後の補正で対応するというところでございましたので骨格予算の関係でということで、そちらの分が当初では盛られていないというところでの差額でございます。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員 そうすると、インフルエンザの分はその補正で措置するとして、この1,000万円分の中身については、こういった措置になっていますか。

委 員 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 予防接種の他の部分につきましては、予防接種法に基づく乳幼児、小中学校の児童を対象とした予防接種、麻疹、風疹、日本脳炎等、そういった部分の予防接種分ということになります。

委 員 長 ほかにございませんか。
 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 59ページの「久慈広域連合負担金（し尿処理）」3,824万6,000円が前年度と比べて50パーセント増ぐらいになっていますが、これは旧処理場の処理経費の負担分なのでしょうか。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長 小野寺豊委員のご質問にお答えします。委員おっしゃる通り、旧久慈地区し尿処理場の解体工事に係る経費の負担増でございます。以上です。

委 員 長 ほかにございませんか。
 丹野委員。

丹野委員 57ページの「簡易水道事業会計補助金」と「簡易水道事業会計出資金」これは全部の水道会計とかにあるんですけども補助金は補助だと思っ
んですが、出資金っていうのは、これは毎年出資していくような支出なの
でしょうか。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 丹野委員のご質問にお答えします。補助金、出資金でございますけれども、企業会計が大きく収益的収支と資本的収支の2つに分かれております。収益的収支は主に施設の営業経費に係る費用と、資本的収支は施設の整備でありますとか、起債の元金の償還金等がございます。それで補助金、出資金という名称になっております。出資金の方は、その都度整備が発生すればそれに対する不足分の出資金を求めておりますし、あとは起債の元金につきましても、出資金として一般会計からいただいておりますので、償還がある限りはある程度続くものと見込まれております。以上でございます。

委 員 長 ほかにございませんか。
 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 61ページの「粗大ごみ収集運搬業務委託経費」30万8,000円とありますが、昨年度はこの欄に「不法投棄廃棄物処理委託経費」15万円と計上してありましたが、今年度はその項目がなくなっていますが、不法投棄もないというつもりでなくなったのか、その辺のところをお知らせください。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長 小野寺豊委員のご質問にお答えします。不法投棄の処理経費についてでございますが、今年度においてある程度処分いたしました。令和7年度については状況を見まして、必要がありましたら補正予算で再度計上して対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

委 員 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委 員 長 質疑なしと認めます。

以上で、3款から5款までの審査を終了します。

委 員 長 次に、6款、農林水産業費から、7款、商工費、60ページから69ページまでの審査を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

小野寺豊委員。

小野寺豊委員 63ページ「久慈地方ほうれんそう価格安定対策事業費補助金」44万5,000円となっております。昨年度は40万5,000円でその前の年もそのぐらいだったと思います。この4万円程増額になっています。これは約10パーセントですが、何か仕組みが変わったとかいうことがあるのでしょうか。

委 員 長 産業振興課長。

産業振興課長 小野寺豊委員のご質問にお答えします。こちらの補助金につきましては、33パーセント分が市町村で配分を受けて各市町村ごとに案分によって負担しております。本村におきましては、配分割が8.9パーセントで配分が若干増えた。村が増えたというより、ほかの市町村のほうれんそうの出荷が減ったものと思っております。その分で本村の負担分は若干増えるというものになっております。以上でございます。

委 員 長 小野寺豊委員。

小野寺豊委員　この補助金は複雑怪奇なんです。何回も担当者からも農協の担当者から説明を受けても、どうもすっとんと落ちないんです。説明を10回以上聞いていますが。もうちょっと見直して、当然、野田村だけでできるものではないと思いますので、農協を交えて、4市町村ありますので、本当にわかる人から説明を受けて耕作者に納得してもらわないと、せっかく40万円出してもらっているんですけども、今コメントはいりませんけれども、検討していただきたいと思います。

それから、次にその下に「園芸作物等生産拡大支援事業費補助金」300万円が計上してあります。昨年度も同じ金額だったと思いますが、これも、どのような使われ方をしたか検証してやっていかないと、これに関してもすごく農業関係者から指摘されています。これがうまく使われているのかなと思っていますし、同じ金額を計上していますので、若干説明をお願いします。

委員長　産業振興課長。

産業振興課長　再質問にお答えします。こちら「園芸作物等生産拡大支援事業費補助金」300万円を計上しております。昨年度と同額を計上しております。予算の範囲内でこちらの事業はこれまでも行ってきたものでございます。主に菌床シイタケの補助であったり、園芸作物等の補助という形に支援をしてきたというものでございます。あと新品種ですね、令和3年度からピーマン等も、生産組合を作って皆さん頑張り始めているところもありますので、そちらの事業につきましては、この補助金を使って資材等導入しているものでございます。委員からお話がいったように、事業の検証をしながら有効に使うように今後も取り扱っていきたいと思っています。

委員長　ほかにございませんか。
丹野委員。

丹野委員　同じく63ページ「中山間地域等直接支払交付金」これは集落を単位とするような事業だと思いますが、野田村では1か所なんですか。そして、この交付金は5年間活動が続くとしたら、どこの地域で何年目かをお聞きしたいです。

委員長　産業振興課長。

産業振興課長 一つずつお答えさせていただきます。こちらの対象でございますが、協定集落ごとになっております。本村におきましては、3集落協定でございます。そして、こちらの事業につきましては、何か年という計画はございませんで、国の制度に基づきまして、対象となる協定集落に交付金として支払っているものでございます。以上でございます。

委 員 長 ほかにございませんか。
小野寺豊委員。

小野寺豊委員 65ページ「有害鳥獣対策経費」141万円を計上していますが、昨年度は165万9,000円でした。みなさんご存じのように、害獣が目撃されたり、イノシシが出てきたり、シカも頻繁に見られるようになってきたところに経費が減っているのは逆じゃないかなと思うのですが、金額は25万円の差ですが、これについてお願いします。

委 員 長 産業振興課長。

産業振興課長 小野寺豊委員のご質問にお答えします。「有害鳥獣対策経費」141万円となっております。こちらの差額につきましては、令和6年度に委員おっしゃったように、鳥獣の被害が大きいという事で、ツキノワグマの捕獲用の罠を購入しておりまして、そちらの差額分となっております。対策については、手を抜くことなく積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

委 員 長 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 同じ65ページ「立木調査業務委託経費」550万円計上してありますが、昨年度は107万7,000円です。何か、もくろみがあつての経費だと思いますが、何をどのようにする5倍もの予算なのか説明をお願いします。

委 員 長 産業振興課長。

産業振興課長 ご質問にお答えします。「立木調査業務委託経費」につきまして、こちらは森林経営管理制度に係る立木調査となっております。こちらにつきましては、22.74ヘクタール分の調査費を見込んでおります。令和4

年度、5年度に所有者の意向調査をしております。こちらの方々から対象となる22地割、37地割の調査区、来年度につきましては、調査をしたいと思っております。その分の調査費、業務委託料となっております。以上でございます。

委 員 長 ほかにごいませんか。
 中川大和委員。

中川大和委員 63ページ、3目の農業振興費の「山村地域（横合地区）活性化事業」。今年度は、課題検討事業ということで予算に組み込まれておりましたが、次年度は活性化事業ということで、中身についてお知らせ願えればと思います。

委 員 長 産業振興課長。

産業振興課長 中川大和委員のご質問にお答えします。「山村地域（横合地区）活性化事業」226万6,000円計上させていただいております。今お話があったように、こちらの事業は2年目になっております。1年目では課題を洗い出す作業をしておりました。今年度につきましては、委託事業ですがその中で、地域に入って話をしたり、大学生にも協力いただいておりますので、自発的なイベントの開催とか外部から来て村を特に横合地区を活性化するものを検討しているという話もございましたので、それを解決するための経費、委託料となっております。以上でございます。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員 具体的にどういう活性事業するのか、中身、イベントだったり、方法、施策は決まっていないという事でしょうか。

委 員 長 産業振興課長。

産業振興課長 課題、方向性は今、持ち合わせているという状況ですが、明確にこのようなイベント、いつ頃というのは、来年度の中で検討され、実施までできればいいなと思っております。詳細については、協力した大学生とか地域の中でも検討を進めるべきと思っております。以上でございます。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員 次に65ページ、1目、林業総務費の「森林病虫害等駆除委託経費」590万9,000円。ナラ枯れの被害がずっとひどいような状況で、その対策として立木を切っているような形だと思うんですが、昨年度とほぼ同様の予算計上ですが、見る限り被害がひどくなっているな、広がっているなと感じるのですが、その辺のところはどういった感覚でこの予算計上なのでしょうか。

委 員 長 産業振興課長。

産業振興課長 中川大和委員のご質問にお答えします。いわゆるナラ枯れですね、こちらの方は村内外、そして県外でも非常に広がっていると認識しております。こちらの事業につきましては、昨年と同様の当初では計上になっておりますが、6年度については先日補正予算で減額させていただいておりましたが、それを上回る程度の量の処分を見込んでおります。現在130本程度の規模で処理をしていきたいと思っております。こちらも積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員 次年度130本ほどの処分をしたいということですが、それ以上にあるのではないかなというふうに思いますが、ナラ枯れの被害の把握はどのようにされておりますか。

委 員 長 産業振興課長。

産業振興課長 再質問にお答えします。基本的には、県そして我々と連携したパトロール等も積極的に行っております。非常に増えてからは更に強化しているというところでございます。また、全員協議会の中でもお話しいただいたように、住民の方、関係者の方からもお話をいただいて速やかに現場を確認したりしながら、認定した都度、そちらを速やかに処分するという作業をしております。処分もしくは認定をしているうちに、新たなものが見つかってくるというものもございますので、そこは適切に対応していきたいと思っております。以上でございます。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員 答弁にあった通り、おそらく被害がどんどん広がって、追い付かないような状況だとは思いますが、処分する方法以外にも何か対策があればいいなというふうに思うところですが、そういうものは持ち合わせてないでしょうか。

委 員 長 産業振興課長。

産業振興課長 中川大和委員の再質問にお答えします。ナラ枯れに関しては、特効薬がなかなか見つかっていないのが現状でございます。国、森林管理署で進めているのがナラ、コナラ、ブナ等の更新ですね、原因となる虫は、太い古い木に特に発生するという特徴もございますので、そのようなものを更新して新しいものを植えていくと。免疫が強い若い木にしていくというのも一つの予防策という話をしております。特効薬はないんですけれども、そのような方法、国の進める方法も参考にしてまいりたいと考えております。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員 次の質問に移らせていただきます。69ページ、商工費の3目、観光費「観光物産館ぱあふる指定管理料」と新しく建設中の「交流物産等複合施設指定管理料」の両方が上がっているわけですが、これは今後もこのような形で2本立てでいくようになるのでしょうか。

委 員 長 産業振興課長。

産業振興課長 中川大和委員のご質問にお答えします。ご質問のとおり、「観光物産館ぱあふる」には駅の機能を残すことで附帯決議でもいただいておりますので、こちらの施設は指定管理料をもって管理をしていく必要があると思っております。また、「交流物産等複合施設」は新しい施設になります。指定管理協定が別になりますので、分けて指定管理という形をとっていくというものになると思います。以上でございます。

委 員 長 中川大和委員。

中川大和委員　確かに、附帯決議で駅の機能は残してくれと議会からの申し出はあったわけですが、観光物産館ぱあぷるが移行するということですが、その管理する所はどこになりますか。

委　員　長　産業振興課長。

産業振興課長　指定管理の協定につきましては、令和7年度まで観光物産館ぱあぷるは、株式会社のだむらが指定管理者となっております。以上でございます。

委　員　長　中川大和委員。

中川大和委員　すると、次年度いっぱいまでは、株式会社のだむらが管理するということで、それ以降についてはまだ決定していない、策定もされていないということでしょうか。

委　員　長　産業振興課長。

産業振興課長　再質問にお答えします。こちらの「観光物産館ぱあぷる」の方はご案内のとおり、観光物産館の機能につきましては移転してなくなることになりますので、駅の機能、そして公共的なトイレ、駐車場という形になりますので、そちらの方法につきましては、年度が変わると別な内容になってくると思います。以上でございます。

委　員　長　ほかにございませんか。
米田委員。

米田委員　65ページ「森林病虫害等駆除委託経費」、いろいろ皆さんからも質問がありました。私も1つご質問申し上げますけれども、世間一般に話を聞きますと、海岸線については、もうこれ以上手を付けてもどうしようもないと。できれば内陸部に対して駆除対策を、ということで進めているというふうに伺いました。当然、海岸線、崖なので対応も難しい、かといってそこから試算するのは当然目に見えていますので内陸の方にも行く。色々話を聞きましたら、もうとても対応しきれないと。県あるいは町村では。民間も駆使しながらやっではいるようですけれども、それで

も間に合わない。この前お話を聞いたら、個人で伐採してバイオマスの方に搬送して、そこで焼却処分をしたというお話がありました。これだと全然対応が村としては間に合っていないというふうなことで、村にお願いしても、「もう経費がないから対応できません」と言われたというふうなお話でした。「え～、補正予算で減額しましたよ」と私は言ったのですが。そのような状態で、この対応をしているということですが、本当にこれで間に合うんですか。それから時期的に対応が可能なんですか。その辺はいかがお考えですか。

委員 長 産業振興課長。

産業振興課長 米田徳一郎委員のご質問にお答えします。ナラ枯れにつきまして、先ほども申し上げたように村内外広がっているというところがございます。こちらにつきましては、県の補助金4分の3導入をしているところもありまして、村では県の補助金を活用しつつ処分をしているところもございます。広がり是非常に早いというところもありますが、村としては積極的に取り組んでいきたいと考えております。こちらの方で手が回らず個人で切ってしまったというのであれば、そこは今後そのようなことがないように進めていきたいと考えております。以上でございます。

委員 長 米田委員。

米田委員 村としてはそういうふうな対応をせざるを得ないというのは分かります。でも、処分方法が、殺虫剤を注入して殺す時期が6か月春と秋しかできませんというふうなことであれば、その間に当然民間の方々が切って、それをバイオマスで引き受けるっていう、そういうことについてもなんか疑問があるようです。民間の活力も導入しながら、ナラ枯れ対策をやっていないと行政だけでは間に合わない。森林組合でも結局は村から委託がないから、委託があれば森林組合の収益にもなるし、なんぼでも協力したいけれども、ないというふうなことも言われていました。その辺、個人もそうですし、業者も村もそうです。三位一体で対策を講じないと、どんどん広がっていくというふうに思いますけれども、これで本当に十分なのかどうか、これからの対応をどのようにお考えか再度お尋ねをします。

委 員 長 産業振興課長。

産業振興課長 再質問にお答えします。委員からご提案のあったとおり、やはり行政だけでは非常に厳しいところもございます。住民の皆さんからのご意見いただきながら、そして情報をもらいながら、民間の力というのでも借りれるのであれば、ぜひそのようにしていきたいと思っております。こちらにつきましては、情報の周知やルールなども我々の方からも情報発信というものが必要だなと感じております。今後は特にも力を入れてまいりたいと思っております。大変ありがとうございます。

委 員 長 米田委員。

米田委員 69ページの先ほど中川大和委員からも話があった「観光物産館ぱあぷる指定管理料」、どの指定管理料でもそうなんですが、えぼし荘でもどこでもですね、多分指定管理料を支払っているのであれば、当然、行政監査も必要に、その対象にもなると私は思っていますが、指定管理料の内容の内訳が全然示されていないんですよ、聞かれないと答えない。ではなくて、指定管理を契約するときに「これこれの部分については、こういうふうです」と内容を示して積算して、指定管理料を決定、契約しないと、全然やみくもに「指定管理料はこの金額です」と言われても、議会としてはそれを通すっていう部分については、今まで中身がないのに通してきた。これはやっぱり中身を示していただかないと困るというふうなことなので、これらについて今後、本当であればこの予算特別委員会中に、その内容についてお示しをいただいて。件数が多いので、今すぐ出すのは大変でしょうが、本来であれば、その積み上げが指定管理料だと思うので、持っていなければならない。それを示せと言われれば今日この委員会、一般会計が終わるまでにそれが可能であれば準備していただきたい。その上でやっぱり審査していかないと私たちは。契約についても当然そこを見込んでこの前のえぼし荘の修繕料にしても、そう。たった2か月で600万円の補正をするのに、臨時会まで開いたっていう。私はそこがどうしても納得いかなかったんです。要するに修繕料。この修繕料、年度末に600万円っていう、疑問を持つのが当たり前だというふうに私は思っていますし、その辺しっかり内訳を示して、村民の納得を得たうえで指定管理をする。これは別に、株式会社のだむらでなければだめだということではないので、株式会社のだむらがだめであれば、当然、民間の力も借りなきゃならない。そこまで私たちは考えなければな

らないと思いますので、ぜひそれをお願いします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 再質問にお答えします。観光物産館ぱあぷるの指定管理料につきましては、令和7年度分積算しております。基本的にこれまでの観光物産館機能は移るとしながらも、駅機能、そして公共的なトイレの機能や駐車場は存続させていくことになります。内訳としましては、人件費514万円、駅部分1.5人分と清掃の方1人分を見込んでいる人件費となります。そのほか光熱水費155万1,000円を見込んでおります。水道料、電気料という部分を見込んでおります。また、消耗品費につきましては、トイレットペーパーなどトイレ等での消耗品93万8,000円を見込んでおります。その他の経費が137万6,000円見込んでおりまして、駅の中の受信料であったり、保守点検の部分、修繕費、通信費等の部分を見込んでいるものでございます。合わせて750万円程度見込んでおります。この施設を年間維持する経費につきましては、約900万円程度見込んでおりまして、そのうち750万円を指定管理料、そして収入が減る、ほぼなくなるというところでございますので、入ってくる経費につきましては、三陸鉄道の切符の手数料が94万円くらい、自動販売機が40万円台くらいありますので、実質、指定管理者の方の持ち出しが数十万円発生はしてくるというところではございますが、令和7年度までなんとか管理をお願いしていくということになっております。以上でございます。

委員長 米田委員。

米田委員 この案件に直接関わる部分、間接的に関わる部分もたくさんあると思うんですが、指定管理料そのもので委託をします。ぱあぷるであれ交流物産等複合施設であれ、利益が伴いますよね。「それで赤字だったら村が補填します」ということでは、村民が納得しないと思うんです。ですから、その辺をしっかりと積算した結果で指定管理料を決めて、「赤字の時には村から補填しなくても赤字補填は自分でやればいい」ですよ。株式会社のだむら、自分たちの努力が足りないという部分ですので、施設などがだめだというのなら、それは村で直せばいいだけの話で、経営そのものが赤字だっていうのであれば、努力が足りないっていうことでの辞退でも、要するに指定管理を辞退してもいいわけですから。その辺はしっかり見極めて、指定管理先を決めるというふうなことで、できるだ

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 前川委員のご質問にお答えします。場所でございますが、中学校の裏の中平から上明内の境付近になりますけれども、個人宅名を出させていただきますと、広内学さん宅の所の十字路付近から上明内方向に向かいまして、式又功さん宅を過ぎた平清水の十字路交差点がございますけれども、その区間の約300メートルを見込んでおります。時期でございますけれども、財源が防災安全交付金と過疎債を今見込んでおります。その配分状況にもよりますけれども、交付金の方は多分4月なかぐらいに内示が出るものと思っております。過疎債の方は5、6月頃の県のヒアリング等がございますので、それを以って内示額、配分額が決定されたあと、発注業務に入るということになりますので、できれば8月頃には発注したいものと考えております。あとは配分状況によって延長は減る場合がございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。以上でございます。

委 員 長 ほかにございませんか。
小野寺豊委員。

小野寺豊委員 75ページの「門前小路第2団地改修事業」、「上明内住宅改修事業」、「前田小路住宅新築事業」この3つで予算の概要にも詳しくありますが、一つ一つお聞きしたいのですが、門前小路第1団地は昨年、一昨年で行ったと思いますが、相当の積算をして予算計上をしたと思います。「門前小路第2団地改修事業」は3棟6戸分で2,317万7,000円ということですが、綿密な積算を当然したと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長 小野寺豊委員のご質問にお答えします。門前小路第1団地の改修工事等を参考にいたしまして、物価上昇分等も加味しての積算となっております。以上です。

委 員 長 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 第1団地を加味したということなんですが、屋根でも外壁でも床面積も当然ピタッと同じではないし、片や平屋の長屋、片や2階建ての

長屋ということで、壁にしても屋根面にしても、それぞれ積算しないと例えば第1団地が500万円だったから、その案分して550万円にするとか、それはなかなか難しいと思うのですが、どうして積算しないでそういう形になったのでしょうか。

委員長 住民生活課長。

住民生活課長 再質問にお答えします。言葉足らずのところがありました。あくまでも第1団地の状況は参考としておりまして、第2住宅の建物の状況に合わせて積算はしているものでございます。以上です。

委員長 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 次に、「上明内住宅改修事業」です。この概要の説明に「居住性向上を図るため、1戸の断熱改修を行う」とあります。現場に行ってみますと、確かに平屋の3戸長屋で、その1戸分は空いているようです。3棟あって真ん中の浄水場寄りの所だと思いますが、概略を測ってくると5間×3.5間で約17.5坪なんです。これを単純に2,128万6,000円で仮に割れば、1坪当たりの改修費が坪当たり120万円なんです。今の建物は断熱を厳しくしなさいとなっていて、巷では1戸建て住宅が坪当たり100万円かかると言われています。120万円もかけて改修するのであれば、入居なくても新しく建てた方が。このぐらいかけられるのであれば、新しく建てられるのではないかと思います。これも積算しての根拠があつてのことだと思いますが、どんな立派な断熱、どんな高級な窓を使つての積算なのか、その辺をお示してください。

委員長 住民生活課長。

住民生活課長 小野寺豊委員のご質問にお答えします。委員おっしゃるように、それほど高級なものではございませんで、国で示しております、断熱基準に沿った改修をしたいと考えているものでございます。以上です。

委員長 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 面積は限られているわけです、約17.5坪です。例えば、床、外壁面の壁だと思ふんです。あるいは天井か。そうなっても坪120万円どんな

に考えても。予算をとっても結果的に使わなければいいと思うのですが、私が思うに、あまりにも単価が世間の相場と合わないような気がするのですが、その辺をもう一度お願いします。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長 小野寺豊委員の再質問にお答えします。改修を予定しておりますのは、天井と床、壁、サッシ、玄関ドア等でございます。予算措置については、物価上昇分等も見込んで若干多めかもしれませんが、実際の工事までにはそのあたりを精査して執行したいと考えております。以上です。

委 員 長 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 まだ時間があると思いますので、よく積算して実際発注したほうがいいかと思いますが。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長 再質問にお答えします。委員のおっしゃる通りでございますので、十分にご意見等も参考にさせていただきながら、着工を進めていきたいと思っております。以上でございます。

委 員 長 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 では、3つ目「前田小路住宅新築事業」とありますが、説明の時に場所はどの辺なのかと質問が出ましたが、2戸とありますが同じ間取りを隣り合って建てるのか、敷地が別なんでしょうけれども間取りプランは同じなのかお知らせください。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長 小野寺豊委員のご質問にお答えします。住宅ですけれども、連棟ではなく戸建てのものを想定しております。2LDK、または3LDKを想定しております。細かいところについては、国の補助基準等に合致するような形で協議を進めながら詳細は詰めていきたいと考えており

ます。以上です。

委 員 長 小野寺豊委員。

小野寺豊委員 2LDK、3LDKということになっていますので、当然間取りプランも違って床面積も違うという認識でよろしいですか。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長 再質問にお答えします。その部分も含めて、詳細については今後検討させていただきたいと考えております。

委 員 長 ほかにございませんか。
米田委員。

米田委員 「主要事業の概要」の部分について、3点程ご質問しますが、まず1点目です。「漁港再生交付金事業」の中の、下安家漁港の岸壁上屋新設工事の規模と内容についてお尋ねします。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 米田徳一郎委員のご質問にお答えします。岸壁上屋新設工事でございますけれども、下安家漁港の物揚げ場、延長130メートル程ございますけれども、そちらに屋根形式の上屋という形で延長が130メートル6棟に分けて建設する予定となっております。以上でございます。

委 員 長 米田委員。

米田委員 130メートルの幅はいくらなのか。それから場所は、今のクレーンがある辺りなのかどうかその辺もお示しいただければ。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。幅の詳細は持っておりませんが、今ある、たたきの部分ですけれども、そのぐらいの幅を見込んでおりまして、場所につきましては、おっしゃった通りクレーンがつ

いている部分の一辺と、そこから船揚げ場方向に向かって、かぎ状になっていますけれども、その部分2方向という形に見込んでおります

委 員 長 米田委員。

米田委員 次に、「村道大葛日形井線道路改良事業」の中で、ほとんどが完了したのかなと思って、このまえ通ってみました、いい道路に仕上げられていていいなと思ってきました。この計画の場所はどの辺になりますか。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。これまで日形井側から落合方面に向かって進めて参りました。落合のT字路から2車線区間がいくらかございます。そこの終点部分から残りの延長になっておりまして、今全体で進めていまして、来年度で計画部分は完了する見込みとなっております。以上でございます。

委 員 長 米田委員。

米田委員 それでは3点目の「前田小路住宅新築事業」ですが新築する場所はどの辺なのでしょうか。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長 米田徳一郎委員のご質問にお答えします。前田小路地内、個人名前を出して恐縮ですが、中野マキさんの新築したご自宅付近と小野寺ミノルさんのご自宅の付近の村有地が複数ございますので、その複数の中から選定したいと考えております。

委 員 長 米田委員。

米田委員 まだ場所については確定していないと。村有地の中から選定してどこに建てるか決めるということなのですか。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長　　再質問にお答えします。委員おっしゃる通り、3か所ほど候補地がございますので、その中から選定したいと考えております。

委 員 長　　米田委員。

米田委員　　基本的には、場所を決めてそこに合わせて設計するのが普通だと思うのですが、設計してから場所を決めるというのは、なんか順番が逆かなと思いますが、その辺は、あらかじめここだというお考えはないのでしょうか。

委 員 長　　住民生活課長。

住民生活課長　　要求当時は、先ほどお話いたしました中野様の自宅付近を想定したものでしたが、その後、道路等や地盤状況を確認してから、ほかの候補地の可能性もあるのではないかとということで、今現在はそういったお答えをさせていただいております。以上です。

委 員 長　　米田委員。

米田委員　　村有地ということで土地代はかからないと思いますが、ただ、景観を損ねないようなそういう建物だったり並びを工夫して、建設を進めていただければいいかなと思うのですが、その辺も含めて。

委 員 長　　住民生活課長。

住民生活課長　　再質問にお答えします。委員おっしゃる通りそういった景観等の部分も含めて十分に検討して進めて参りたいと思います。以上です。

委 員 長　　ほかにございませんか。
中川昇委員。

中川昇委員　　今の「前田小路住宅新築事業」について、お伺いします。新築事業ですので、完成すれば村営住宅というふうになるかと思うのですが、居住環境整備事業で民間で賃貸住宅をとというのも予算化をしているわけです。村内において、住宅の需要をどのように捉えて、そして今回、前田小路の新築事業をやろうとするのかお聞かせ願います。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長 中川昇委員のご質問にお答えします。災害公営住宅も含めて、現在130戸が村内にございますけれども、実際募集いたしますと、複数の方から応募がございまして、多いときには3名程度をお断りするというケース、または次が空くまで待つというお話をなさる方もいらっしゃいます。ですので、民間の住宅に入るのにはちょっと家賃面で難しいという方、公営住宅を希望する方いらっしゃると考えておりますので、そういった方に対応するためのものと考えております。以上です。

委 員 長 ほかにございませんか。
(なしの声)

委 員 長 質疑なしと認めます。
以上で、8款から9款までの審査を終了します。

委 員 長 お諮りいたします。
ここで、昼食のため、休憩したいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

委 員 長 ご異議なしと認め、13時30分まで休憩いたします。

(休憩11時56分)

(再開13時30分)

委 員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しております。
会議を続行いたします。

委 員 長 それでは、次に、10款、教育費から、13款、予備費、76ページから89ページまでの審査を行います。

質疑を許します。質疑ありませんか。

小野寺豊委員。

小野寺豊委員　83ページになります。1目、社会教育総務費の「中平遺跡遺構保存経費」94万3,000円について説明をお願いします。

委員長　教育次長。

教育次長　お答えいたします。こちらは、小学校の校庭の際に発掘調査をして、遺構が2つ遺してございます。その案内看板を設置するものでございます。以上です。

委員長　小野寺豊委員。

小野寺豊委員　確かに遺跡があつて、土のうなどで一部補強してあり、その周りが芝生になっていますが、今の現状のまま、ずっと置くという事なのでしょう。それとも、近い将来には屋根をかけるとか考えているものなのでしょうか。

委員長　教育次長。

教育次長　遺構の保存につきましては、今までもワイヤーをかけるなど、色々検討してまいりましたが、当初予算では看板設置の計上はさせていただいておりますが、今後どのように保存するか、再度検討を詰めていって、予算要求をするつもりでございます。このままですと、崩れてきたりそういった恐れもありますので、今後検討を重ねて予算要求するつもりでございます。以上です。

委員長　小野寺豊委員。

小野寺豊委員　できるだけ発掘時点の状態を、良くても悪くてもやった方が後々のためにはいいような気がしますので、その辺を考慮していただきたいと思います。答弁はいりません。

委員長　ほかにございませんか。
丹野委員。

丹野委員 85ページの3目、図書館費の17節、備品購入費とあります。「図書整備費」100万円というのは、この備品購入費の中に入ると思いますが、そのほかは何か備品として来年度購入する予定があるのでしょうか。

委員長 教育次長。

教育次長 お答えいたします。図書館費であります、「図書整備費」100万円とおっしゃった通り、こちらは本を購入する分ではありますが、備品購入費に193万5,000円と計上しておりますのが、図書の購入のほかに、図書館システムの機械が老朽化してまいりましたので、2台を更新する予定であります。中の方で使っているパソコン、それから外で検索用に使っているパソコンの2台分の更新費用でございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。
(なしの声)

委員長 質疑なしと認めます。
以上で、10款から13款までの審査を終了します。

委員長 この際、本日審査分に対し、質疑漏れがございましたら、ここで若干の質疑をとりたいと思います。質疑ありませんか。
(なしの声)

委員長 質疑なしと認めます。

委員長 以上で、議案第19号「令和7年度野田村一般会計予算」の審査を終了いたします。

委員長 お諮りいたします。
本日は、以上をもって散会といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

委 員 長 ご異議なしと認めます。
 なお、次の会議は、12日午前10時から行います。
 本日は、これにて散会いたします。

(散会13時35分)

令和7年3月 予算特別委員会会議録（第2号） 《第7回野田村議会定例会》			
招集年月日	令和7年3月5日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和7年3月12日（水） 10時01分 宣告者 予算特別委員会委員長 山 田 陽 子		
散 会	令和7年3月12日（水） 11時13分 宣告者 予算特別委員会委員長 山 田 陽 子		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長 小野寺 勝 幸
	副 村 長 中 村 剛
	教 育 長 菊 地 理
	総 務 課 長 大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長 松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長 神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長 貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長 前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長 小野寺 輝 彦
	教 育 次 長 明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記 小谷地 鉄 也
	書 記 中 居 正 美
	書 記 小野寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和7年3月12日

（開会10時01分）

山田委員長（以下、委員長） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しております。

委 員 長 これより本日の審査に入ります。

議案第20号から第24号の審査を行います。

議案ごとに概要説明を受けた後、歳入歳出一括して審査を行います。

委 員 長 はじめに、議案第20号「令和7年度野田村国民健康保険事業特別会計
予算」の説明を求めます。

住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第20号「令和7年度野田村国民
健康保険事業特別会計予算」につきまして、その内容をご説明いたしま
す。

（予算書の事項別明細書の朗読説明）

以上で予算の概要の説明を終わります。

委 員 長 説明が終わりました。

これより審査に入ります。

予算書の1ページから23ページまでです。

質疑を許します。質疑ありませんか。

中川昇委員。

中川昇委員 13ページでございます。一般会計からの繰入金ですが、7節、職員
給与等繰入金、昨年是一般会計繰入金という名称でございましたが、今
回、職員給与等繰入金ということになって、説明は「物件費等繰入金」
となっているわけですが、このところをご説明願います。

委 員 長 住民生活課長。

住民生活課長　　中川昇委員のご質問にお答えします。これまで、その他繰入金として科目設定をしておりましたが、国から示されております、国保会計の繰り入れの基準を確認、整理いたしましたところ、一般会計から国保へ繰り入れる物件費等について、法定繰入金分の物件費については、こういった職員給与費等繰入金として整理したほうが望ましいというような記載がございましたので、今年度からそのように修正しております。以上です。

議　　長　　ほかにごいませんか。
中川昇委員。

中川昇委員　　財政の件ですが、基金の残高は、今どれぐらいなのか。

委　員　長　　住民生活課長。

住民生活課長　　中川昇委員のご質問にお答えします。令和7年1月末の残高ですが、けれども、2,473万7,000円程となっております。以上です。

委　員　長　　ほかにごいませんか。
(なしの声)

委　員　長　　質疑なしと認めます。
以上で、議案第20号の審査を終了いたします。

委　員　長　　次に、議案第21号「令和7年度野田村後期高齢者医療特別会計予算」の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長　　ただいま議題となりました、議案第21号「令和7年度野田村後期高齢者医療特別会計予算」の内容についてご説明いたします。
(予算書の事項別明細書の朗読説明)
以上で予算の概要の説明を終わります。

委　員　長　　説明が終わりました。
これより審査に入ります。

予算書の1ページから13ページまでです。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 質疑なしと認めます。

以上で、議案第21号の審査を終了いたします。

委員長 次に、議案第22号「令和7年度野田村国民宿舎事業特別会計予算」の説明を求めます。

未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 ただいま議題となりました、議案第22号「令和7年度野田村国民宿舎事業特別会計予算」につきまして予算の概要を説明申し上げます。

(予算書の事項別明細書の朗読説明)

以上で説明を終わります。

委員長 説明が終わりました。

これより審査に入ります。

予算書の1ページから13ページまでです。

質疑を許します。質疑ありませんか。

丹野委員。

丹野委員 13ページの修繕料481万2,000円です。これは既にここを直さなければならないということで予算化したものでしょうか。それとも、どこか修繕する所があるであろうという形で予算化されたのでしょうか。

委員長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 丹野委員のご質問にお答えします。修繕料481万2,000円でございますが、こちらは施設側が急いで修繕したいということで、サウナヒーターの修繕が174万円、大浴場のシャワー水栓交換修繕が133万3,000円、大広間の畳の入れ替えの修繕が173万9,000円程を計上してございます。以上でございます。

委 員 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委 員 長 質疑なしと認めます。

以上で、議案第22号の審査を終了いたします。

委 員 長 次に、議案第23号「令和7年度野田村簡易水道事業会計予算」の説明を求めます。

地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第23号「令和7年度野田村簡易水道事業会計予算」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

(予算書の予算説明書、資本的収入及び支出の朗読説明)

以上で説明を終わります。

委 員 長 説明が終わりました。

これより審査に入ります。

予算書の1ページから27ページまでです。

質疑を許します。質疑ありませんか。

米田委員。

米田委員 24ページの支出の動力費が前年対比が減の430万円ということですが、施設電気料外、この電気料金などが高騰している中で、この減の根拠、あるいは理由は何でしょうか。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 米田徳一郎委員のご質問にお答えします。減の理由でございますが、昨年度の予算作成の段階で電気料につきまして光熱水費と動力費に分けて計上するのが正しい形でしたが、昨年度一括で計上しておりまして、本年度そこを分けて計上したため、動力費が減の形となっているものでございます。

委 員 長 米田委員。

米田委員　そうすると、光熱水費110万円、動力費が430万円の減ということなんですが、これはどういう見方をすればいいのですか。

委　員　長　地域整備課長。

地域整備課長　ただいまのご質問にお答えします。動力費でございますが、昨年度も高騰等考慮して、予算計上させていただいておりましたが、令和7年度分につきましては、令和6年度の実績見込額に合わせて計上するものでございます。以上でございます。

委　員　長　米田委員。

米田委員　それから25ページの総係費の中の法定福利費、減の100万1,000円。それから、法定福利費引当金繰入額121万9,000円の法定福利費の増の内容は。

委　員　長　地域整備課長。

地域整備課長　ただいまのご質問にお答えします。こちらの方も昨年度、法定福利費引当金につきまして、法定福利費の方に合算で計上しておりまして、これも正しく修正いたしまして今回分けて計上するものでございます。以上でございます。

委　員　長　米田委員。

米田委員　できれば、説明の時にそういう部分については説明していただければこういう質問もしなくてもいいのですが、できればそういうふうをお願いして次の質問です。27ページ、これも多分同じだと思いますが、他会計出資金と他会計補助金の増減。他会計出資金は3,594万6,000円、他会計補助金が2,876万1,000円の増減が示されていますが、多分関連だと思いますので一括で質問させていただきます。これの内容について。

委　員　長　地域整備課長。

地域整備課長　ただいまのご質問にお答えします。米田委員ご指摘の通り、こちらでも用途によって分けて計上するべきものが分けられておりませんでし

委 員 長 米田委員。

米田委員 分かりました。次に31ページの4目、総係費の委託料で6,489万9,000円の増がございますけれども、「公共下水道施設ストックマネジメント計画策定業務委託料外」ということなのですが、これの外も含めて作成義務が何年ごとに行われるのか、その内容まで含めてご説明をお願いします。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまの米田徳一郎委員のご質問にお答えします。ストックマネジメント計画でございますけれども、こちらは、今ある施設を長寿命化させるといいますか、施設を把握した上で修繕計画を策定するものでございます。施設の物によりまして、耐用年数がそれぞれございますので、それに合わせた形で20年計画だったと思いますけれども、そこで計画的に更新を計画するものでございます。あともう一つの方で、経営戦略策定業務委託、大きいものがございますけれども、この経営戦略につきましては、このストックマネジメント計画、修繕計画を含めた形で収益の予測を立てまして、こちらは確か30年計画だったと思うのですが、収支計画を立てていく計画となっております。以上でございます。

委 員 長 米田委員。

米田委員 そうすると、それぞれの委託料の額はどういう内訳になりますか。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 先程、2点ほどお話はいたしましたけれども、委託料の公共下水道分で7項目ございます。公営企業会計システム業務委託料が70万円、ストックマネジメント計画策定業務委託が4,679万円、消費税の申告等処理業務委託料として22万円、下水道事業経営戦略策定業務委託料1,836万8,000円、下水道台帳データ整備業務委託料として287万1,000円、野田村復興基盤統合GISシステムの更新業務委託分、これが下水道分として91万7,000円となっております。以上でございます。

委 員 長 米田委員。

米田委員 31ページ、1目、特別損失の欄、臨時損失が今年度はゼロになっていましたが、前年度との絡みでどのような絡みがあつての減なのか、お尋ねをします。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまの特別損失にかかるご質問ですけれども、令和6年度が初年度という形で、令和5年度予算が特別会計時代の経理が3月で打ち切り決算となった形になっております。それで、令和5年度分として発生する消費税ですとか賞与の引当金ですとか法定福利費の引当金は令和5年度で負担すべきものが、令和6年度で打ち切り決算となったことで令和6年度で計上すべきものを特別損失という形で昨年度令和6年度予算では計上されておりましたが、本年度は、令和6年度負担分をこの会計の中で負担できるということで、初年度のみの計上となったものでございます。以上でございます。

委 員 長 米田委員。

米田委員 よく分かりました。それでは32ページ、4目、総係費の負担金で「米田地区汚水処理経費負担金」121万9,000円増になっていますが、増の理由と内容についてお示し願います。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまの負担金についてお答えします。「米田地区汚水処理経費負担金」でございますが、こちら毎年、前年度の浄化センター処理に係る実績と流入量によりまして、その経費と流入量を米田には米田の流量計が付いておりますので、その分を案分して計算して計上しておりますが、こちら昨年度分は令和5年度の実績見込みとなっております、来年度分の予算は、今数字が出ているのが令和5年度分なので、令和5年度分の実績を計算して計上したものでございます。ですので、毎年かかった経費、流入量によって計算して算出しているものでございます。以上でございます。

委 員 長 米田委員。

米田委員 毎年増えたり減ったりするんだろうと思いますが、この121万9,000円はかなりの額だと思いますが、これの増える理由。雨水が流れ込んでいるのか、それとも接続戸数が増えたのか、これの分析はなされておりますでしょうか。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。流入量は公共下水道分については毎年少しずつ増えるということになっておりますけれども、大きい要因は、浄化センターの維持管理経費にかかる分の増減によって動向も変わってくる形になっております。以上でございます。

委 員 長 米田委員。

米田委員 新山の農排もつながっていますよね。そうすると、施設の処理経費が上がったから負担をしてくださいと利用者にとっては負担増になると思うのですが、そのような考え方でよろしいでしょうか。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。新山地区につきましては、大震災津波の関係で新山地区の農排処理場が被災いたしました。その際に、復旧する費用とあるいは公共下水道に接続してしまうという形を検討されておまして、公共下水道の方がまだ施設に余力があるということで、新山分は、現在、財産処分等も行いまして公共下水道施設の扱いとなっております。あとは増えた分の負担ですけれども、こちらは一般会計からの補助金で補う形となっておりますので、現在は利用者からの負担増にはなっておりません。以上でございます。

委 員 長 ほかにございませんか。
中川大和委員。

中川大和委員 28、29ページ、下水道使用料。農業集落排水も漁業集落排水もそうなのですが、どれも減額になっているような状況ですが、簡易水道の

方で給水収益は増えている状況なのに下水道が減というのは、どういうことなのか説明をお願いいたします。

(00:48:33)

委員長 地域整備課長。

(00:48:35)

地域整備課長 中川大和委員のただいまのご質問にお答えします。両方、実績見込額ということで算出はしておりますが、下水道の方につきましては、令和6年度の調定額に合わせて年に6回調定するわけですが、その一番低い額で積算している状況でございました。簡易水道の方も同じく令和6年度の実績見込みで計上しておりますけれども、確におっしゃる通り、下水道分につきましては、一番低い額で見ているということでちょっと私の方も見込みが適正ではなかったかなということは感じておりますので、その辺は実情に合わせて補正の方で対応させていただきたいと思います。以上でございます。

委員長 中川大和委員。

中川大和委員 おそらくこの見込みが低いところを見てこの金額になったということだと思うのですが、下水道の使用範囲は広がっているはずなので、どちらかという使用料負担は増えていくのかなというふうに思うのですが、その辺の見込みはどのように考えていますか。

委員長 地域整備課長。

地域整備課長 中川大和委員のおっしゃる通りでございまして、水道につきましては、ほぼ100パーセントの普及率ということで、人口が減ることによって減る可能性はあるとしても、下水道の方は接続率が65パーセント前後となっておりますので、もちろんそちらは減ることはなくこれから増えるものと見込まれるものでございますので、こちらの方も本来増額して見るべきものと考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。
丹野委員。

丹野委員 36ページ、2目、無形固定資産購入費で、その他無形固定資産購入費

「公営企業会計支援業務委託料」とありますが、これはソフトウェアとかプログラムとかそういうものじゃないかなと思うのですが、この委託はどこに委託していてどのような役割でしょうか。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 丹野委員のただいまのご質問にお答えします。「公営企業会計支援業務委託料」の内容でございますけれども、こちらは人的支援という形になっております。令和6年度から公営企業会計を適用して実施しているわけでございますけれども、年度が浅いということで職員の勉強会ですとか補正予算、当初予算の作成補助業務ですとか、今度は決算も出てまいりますので、定期決算に係る補助業務等を民間業者に委託して実施する内容となっております。以上でございます。

委 員 長 丹野委員。

丹野委員 人的支援ということは、講習会とか開催してくれるということなのでしょうか。人を派遣してくれるというのではなく、こちらの職員の機会を作ってくれるということなののでしょうか。

委 員 長 地域整備課長。

地域整備課長 令和6年度も行っておりますけれども、各業務を行うに当たりまして、資料収集のために来村した際に職員が分からないことを教えてもらったり、アドバイスをさせていただく。確かに初年度なので、いろいろな不明な点が多いものでございますので、その都度、電話で対応していただいたりという内容になっております。以上でございます。

委 員 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委 員 長 質疑なしと認めます。

以上で、議案第24号の審査を終了いたします。

委 員 長 この際、本日審査分に対し、質疑漏れがございましたら、ここで若干

の質疑をとりたいと思います。

質疑ありませんか。

米田委員。

米田委員 国民宿舎事業の分について、13ページの1款、事業費、1目施設管理費の「指定管理料」1,500万円の内容についてお尋ねをします。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 米田徳一郎委員のご質問にお答えします。「指定管理料」1,500万円でございますが、人件費分が1,200万円、修繕料が300万円ほどということで計上してございます。以上です。

委 員 長 米田委員。

米田委員 前回の補正でもお話しましたが、300万円の修繕料って、これは簡易的修繕にならないと思うんです。施設の修繕については、当然村が施設の所有者ですので、指定管理業者から「ここが不都合だから直してほしい」と言われたら、一般会計の方で修繕すべきだというふうに、この前もお話しました。今回もまた昨年度と同じ300万円、当初で。これは反省が足りないような気がします。指定管理料の中に300万円の修繕料を入れる、そのことがおかしいということなのですが、まずその理由として前村長、この前の補正の話の中でも議論しましたが、指定管理者の株式会社のだむらと協議した上でこの300万円を決めたというような話でした。村長と社長が同じ人間でどのように協議されて、この300万円という額を取り決められたのか、そこのところも不審です。これは、やはり修繕料300万円は、軽微な要するに何が軽微か私も分かりませんが、需用費で直せるものが修繕料で300万円はおかしいと思うので、これについては見直すべきと思いますが、いかがですか。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 米田徳一郎委員のご質問にお答えします。修繕料300万円でございますが、こちらの基本協定が令和3年度から令和7年度までの5か年の基本協定を締結してございまして、その中で指定管理料は1,500万円を限度とするということで協定を結んでございます。そして、その修

繕の部分につきましても、協定の締結の中で指定管理者と村の責任分担表という表もございます。その中でほとんどの項目につきましては、協議事項ということで、お互いその都度協議して決定するということに決まっておりますので、そのようにご理解いただきたいと思いますし、その当時300万円と決めたのは、その前の5か年ぐらいの実績が300万円程度だったということで300万円と決定してございます。以上です。

委員長 米田委員。

米田委員 私の言っていることと、自治体側の考えるところがまるっきり一致しないのですが、要するに私が言いたいのは、修繕料というものについて指定管理と協議して決める額というのは、需用費の中で修繕料として処理できる3万円、5万円とかの数字の積み上げが300万円という額だとおかしいと思うんです。その時その時で金額が出ますよね、指定管理料の中に300万円を入れなくても、というのが一つ。それからもう一つは、「協定を結んでいました」と。先ほども話しましたよね、社長と村長が同じでどういうふうに協定を結ぶのか、これを誰が正当な協議として認めますか、こんなことをやっていると本当に野田村もだめになっていきますよ。それを私は言っているので、とにかく修繕料として11節でやる部分については3万円、5万円の部分でやりましょうと。それ以上のものについては、施設管理者の方でやりますよという協定ならいいのですが、そうじゃなくて今までの実績で年間300万円かかっていたから、300万円で修繕料を計上して指定管理しますよと。おかしいでしょう、だって。もう一つは、前回の補正で600何十万円補正しようとしてしまったよね、これはやっぱりちゃんとした財務規則なりで決められたものをそのまま適用していかないとこういうことになるんですよ。それを私この前の補正でも訴えましたし、今回もこのお話を聞いて、また今年も300万円修繕料を計上したのとそういう思いで聞いていました。これはやっぱり見直すべきだというふうに思います。もしやるのであれば、結局、修正動議か何か出してこれを直さなければならないということにもなりますよ。私はそれぐらいの責任が議会としてあると思っていました。前の補正予算でも同じなんですよ、本来であれば通すべきじゃなかったものを通してしまった。一般の村民の方々から批判されていますよ。議会は何をしているんだって。通すべきは通す。拒否すべきは拒否する。それが議会の務めでしょうってということまで言われています。多分職員の皆さんは真剣だと思いますけれども、こういうことを繰り返してはますます

村民の不信を抱きますよ。今回はこれでやりますけれども、300万円の部分については、見直しをしますというぐらいの気概で答弁していただければ納得はしますが、いかがですか。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 修繕料300万円ということですが、必ず修繕料で300万円ですと決めているわけではございませんので、あくまでも指定管理者の方で令和3年度の協定は目安として締結しているものでございまして、令和7年度以降につきましても、指定管理者と協議して変更していく部分は変更していくということで検討していきたいと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。以上です。

委 員 長 米田委員。

米田委員 令和7年度にはっていうふうなお話ですけども、今回この300万円についてはこのままで締結して、そしてかかった経費、要するに村であれば需用費の範囲内で修繕できるものについてはお願いしますよと、それ以外のものについては施設管理者で修理しますよという、そういうお話がなければちょっと難しいなと私は感じています。それについてもう一度お願いします。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 ただいまの協定ですけども、修繕に関しては経費が少額なもの及び営業上の理由から早急な修繕を要する応急的なものについては、指定管理者の判断及び負担により対応することと取り決めてございますので、その都度の案件については協議しながら行っていきたいと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

委 員 長 米田委員。

米田委員 その早急に修理しなければならないっていう判断は指定管理の方でやるんですか、それとも村の方でやるんですか。

委 員 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長　指定管理者からの申し出によって、その都度協議して実施しているものでございます。以上です。

委　員　長　　米田委員。

米田委員　　いずれにしろ、その部分については村がしっかりした財務規則を持っているのですからそれを適用して、この指定管理についてもそれを準用するような形で管理していかないと、こういうふうな300万円というようなことが出てくるんですよ。これをとにかく見直す方向で検討しますというのであればこのままでもいいんですが、いかがですか。

委　員　長　　未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長　指定管理料につきましては、この300万円も含めて今後いろいろ検討してまいりたいと思います。以上でございます。

委　員　長　　ほかにございませんか。
(なしの声)

委　員　長　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
以上で、議案第20号「令和7年度野田村国民健康保険事業特別会計予算」から議案第24号「令和7年度野田村下水道事業会計予算」までの審査を終了したいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

委　員　長　　ご異議なしと認めます。
すべての審査を終了いたします。

委　員　長　　お諮りいたします。
議案第19号から第24号に対する意見の取りまとめのため、暫時休憩いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

委 員 長 ご異議なしと認めます。
意見のある方は、11時10分までに、事務局まで文書で提出願います。
11時10分まで休憩いたします。

(休憩11時06分)

(再開11時10分)

委 員 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しております。

委 員 長 予算議案に対する意見書の提出がありませんので、議案ごとに討論を
省略して採決したいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

委 員 長 ご異議なしと認めます。
採決の方法は、挙手により行います。

委 員 長 まず、議案第19号「令和7年度野田村一般会計予算」は、原案のとおり
可決すべきものと決定することに賛成の方は、挙手願います。
(賛成委員 挙手)

委 員 長 挙手全員。
よって、「議案第19号」は、原案のとおり可決すべきものと決定しまし
た。

委 員 長 次に、議案第20号「令和7年度野田村国民健康保険事業特別会計予算」
は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、挙手願
います。
(賛成委員 挙手)

委 員 長 挙手全員。
よって、「議案第20号」は、原案のとおり可決すべきものと決定しまし
た。

委 員 長 次に、議案第21号「令和7年度野田村後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成委員 挙手）

委 員 長 挙手全員。

よって、「議案第21号」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委 員 長 次に、議案第22号「令和7年度野田村国民宿舎事業特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成委員 挙手）

委 員 長 挙手全員。

よって、「議案第22号」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委 員 長 次に、議案第23号「令和7年度野田村簡易水道事業会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成委員 挙手）

委 員 長 挙手全員。

よって、「議案第23号」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委 員 長 次に、議案第24号「令和7年度野田村下水道事業会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成委員 挙手）

委 員 長 挙手全員。

よって、「議案第24号」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委 員 長 お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成につきましては、当職に一任いただきたいと思います存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

委 員 長 ご異議なしと認めます。当職が作成のうえ報告することといたします。

委 員 長 以上で、本日の会議を閉じ、予算特別委員会を閉会いたします。

(閉会11時13分)